

民法の改正について(消滅時効)

2022年11月10日
年金信託部

民法の改正について(消滅時効) 改正内容

改正内容

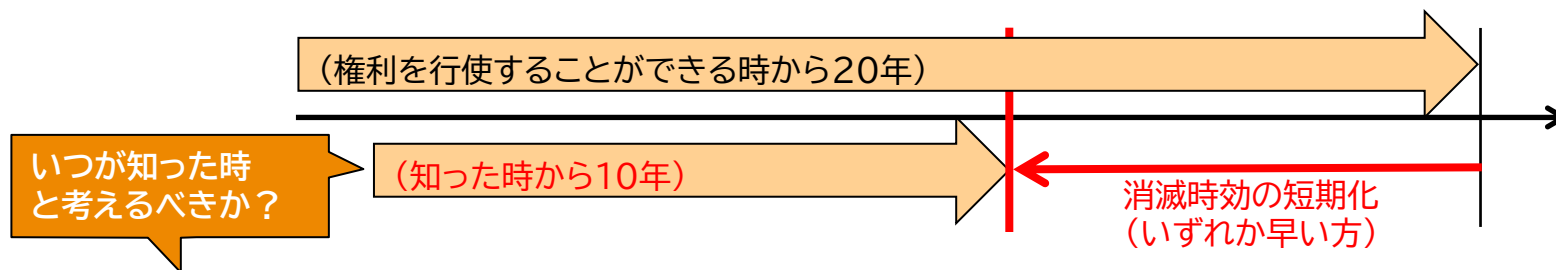
「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行され、消滅時効に関して見直しが行われました。消滅時効の期間において、『権利を行使できる時(客観的起算点)から』という従来の起算日の考え方に加え、『権利を行使できることを知った時(主観的起算点)から』という起算日の考え方が追加されました。

- ・客観的起算点・・・債権者が権利を行使できる時から(=従来の考え方)
- ・主観的起算点・・・債権者が権利を行使できることを知った時から ⇒

NEW!

改正のイメージ

<例> 受給権者より、年金の裁定請求がなく、手続きが滞っている場合(基本権(年金)の場合)



受給権者へ受給権があることを通知したときなどが考えられますが、起算点の考え方などを厚生労働省に確認しました。

例) 裁定請求案内が受給者様に着信した時? それとも、それ以外の要件でも良いか?

- ⇒ 基本的に支給日について「周知している」ため、「知った時」「できる時」とともに支給日が該当
- ・「周知している」とは、給付のための事業主等からの手続き案内(支給日の記載あり)は「周知している」に該当する可能性は高い(※)
- (※) 知った時(主観的起算点)について、具体的に何を行うことで相手に知らしめたといえるかは、具体的な訴訟となって裁判所が判断するため一概には回答できないとされている

民法の改正について(消滅時効) 法令根拠など

項目	内容
時効の起算点	「主観的起算点」と「客観的起算点」という2種類の概念が登場(改正後の第166条) 次のいずれか早い方の経過によって、時効が完成 ・主観的起算点(債権者が権利を行使できることを知った時から) 5年経過 ⇒ NEW! ・客観的起算点(権利を行使できる時から(=従来の考え方)) 10年経過
一般債権の消滅時効 (改正後の第166条)	一時金、掛金、過払金の回収 (従来の第167条は、生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効に変更) ・債権者が権利を行使できることを知った時から 5年経過(主観的起算点) ⇒ NEW! ・権利を行使できる時から 10年経過(客観的起算点) 年金の支分権 (改正前の第169条(定期給付債権の消滅時効)は削除されている) ⇒一般債権の消滅時効(=上記と同じ) <参考> 関係法整備法として公布された改正後の厚年法において、年金の支分権の時効は、 現行通り5年とされている(=DBと公的年金で異なる) (改正後厚年法第92条) 「支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利は、(略) 支払期月の翌月の初日から5年を経過したときは、時効によって、消滅する」
定期金債権の消滅時効 (改正後の第168条)	年金の基本権 ・給付を目的とする各債権を行使できることを知った時から 10年経過(主観的起算点) ⇒ NEW! ・給付を目的とする各債権を行使できる時から 20年経過(客観的起算点)

民法の改正について(消滅時効) 根拠法

■改正後民法

(債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2・3 略

(定期金債権の消滅時効)

第168条 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。
- 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき

2 略

■改正法附則

(時効に関する経過措置)

第10条(略)

2 施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3 (略)

4 施行日前に債権が生じた場合(施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。)におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第145条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

民法の改正について(消滅時効) 改正前後の比較

	改正後(2020年4月以降)	改正前(2020年3月以前)
基本権(年金)	(民法第168条) 定期金債権 ・知った時から 10年 ・権利を行使できる時から 20年 ※いずれか早い方の経過で時効期間満了	(旧民法第168条) 定期金債権 ・ 20年 第1回目の支給期から 20年 最終の支給期から 10年 いずれか早い方
支分権(年金)	(民法第166条) 一般債権 ・知った時から 5年 ・権利を行使できる時から 10年 ※いずれか早い方の経過で時効期間満了	(旧民法第169条) 定期給付債権 ・ 5年
一時金	(民法第166条) 一般債権 ・知った時から 5年 ・権利を行使できる時から 10年 ※いずれか早い方の経過で時効期間満了	(旧民法第167条) 一般債権 ・ 10年
(過払い年金)		
掛金		

※ 時効を援用しないことも可能

★時効に関する経過措置

(改正法附則第10条)

1. (略)
2. 施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。
3. (略)
4. **施行日前に債権が生じた場合**(施行日以降に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。)におけるその**債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。**

⇒ **2020年4月1日前に加入した者**にかかる時効については、**法改正前(上表右側)が適用**されます。
(=加入者資格の取得が、「その原因である法律行為」に該当)

民法の改正について(消滅時効) 実務上の取扱い

		実務上の取扱い
給付	基本権(年金)	- 各期の支払いができることを受給者が知った時から10年、または各期の支払いができる時から20年 - たとえば、第3回以降の支払いが未払いである場合、第3回の支払いができることを知った時から10年、または第3回の支払い期から20年
	支分権(年金) 一時金	- 各期の支払いができることを受給者が知った時から5年、または各期の支払いができる時から10年 - たとえば、第3回の支払いが未払いである場合、第3回の支払いができることを知った時から5年、または第3回の支払い期から10年で第3回の支払い分は消滅時効となる。一時金も同様
	「知った時」「できる時」 (消滅時効の起算日)	- 事業主等が基本的に支給日について「周知している」ため、「知った時」「できる時」ともに支給日 「周知している」とは、給付のための事業主等からの手続き案内(支給日の記載あり)は「周知している」に該当する可能性は高い(※) (※)知った時(主観的起算点)について、具体的に何を行うことで相手に知らしめたといえるかは、具体的な訴訟となって裁判所が判断するため一概には回答できないとされている
	経過措置	加入日が2020年4月1日前(=民法改正前)の者は法改正前、2020年4月1日以降の者は法改正後の時効を適用
過払金	過払金	通常、死亡の事実を知った日から5年、または過払いとなる支払いを行った日から10年
掛金	掛金	- 納付期限の翌日から起算して5年 - 事業所単位で時効を判断。DBの実施事業所になったときが2020年4月1日前であれば法改正前、2020年4月1日以降であれば法改正後の時効を適用

厚生労働省に確認した事項(消滅時効)

厚生労働省に確認した事項(消滅時効)

事項	厚生労働省確認事項まとめ
給付	■ 基本権(年金)＜改正後民法第168条第1項＞の消滅時効の取扱いは次のとおり。 ・年金給付の受給権である基本権は、定期金債権であるため、債権者が定期金の債権から生ずる金銭の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないときまたは各債権を行使することができる時から20年間行使しないときに、消滅する。 ・(改正後民法第168条の)消滅時効にある「各債権」とは、各期に発生した一定額の支払を請求する債権(以下「定期給付債権」という。)のいずれかを意味する。たとえば、第3回以降の定期給付債権が未払いである場合に、第3回の定期給付債権を行使することができることを知った時(通常は、第3回の弁済期がこれにあたると考えられる)から10年、または第3回の弁済期から20年で定期金債権の消滅時効となる。
	■ 支分権(年金)・一時金＜改正後民法第166条第1項＞の消滅時効の取扱いは次のとおり。 ・年金の受給権のうち支分権及び一時金給付の受給権は、債権者がこれらの各債権を行使することができることを知った時から5年間行使しないときまたはこれらの各債権を行使することができる時から10年間行使しないときに、順次消滅していくこととなる。 ・支分権については、各定期給付債権ごとに、たとえば、第3回の定期給付債権が未払いである場合に、第3回の定期給付債権を行使することができることを知った時(通常は、第3回の弁済期がこれにあたると考えられる)から5年、または第3回の弁済期から10年で第3回の定期給付債権の消滅時効となる。なお、一時金給付についても同様である。

厚生労働省に確認した事項(消滅時効)

事項	厚生労働省確認事項まとめ
給付 (起算日)	■ 給付の消滅時効の起点となる「知った時」、「できる時」の取扱いは次のとおり。 ・事業主等が<u>基本的に支給日について周知しているため、主観的起算点(知った時)と客観的起算点(できる時)は一致する</u>ものと考えている。 ・主観的起算点に関わる「知った時」(相手に知らせたといえる行動の範囲)の具体的な当てはめ(何を以て「周知している」に該当するか等)は、具体的な訴訟となって裁判所が判断するものであるため、一概に回答することはできない。 ・通常、受給権が発生する時期が近づくと、事業主等から手続きを案内し、その際、支給日についてもあわせて案内していると考えられ、それは「周知している」と捉えられる可能性が高いと考える。 ・「DBの法令により義務付けられている加入者への業務概況の周知」の方法では、周知日と権利発生日に時間が空きすぎているため、支給日に変更がある可能性があり、情報の信頼性が低いことや、非常に過去に行った周知をもって知らせたとすることは信義則に反すると解される可能性も否めないという問題点がある。

厚生労働省に確認した事項(消滅時効)

事項	厚生労働省確認事項まとめ
給付 (経過措置)	■ 給付の消滅時効の経過措置の取扱いとは次のとおり。 ・改正法附則第10条(時効に関する経過措置)における「債権が生じた場合であって、その原因である法律行為」とは「加入者資格の取得」が該当する。(⇒ 加入日が2020年4月1日前(=民法改正前)の者は法改正前、2020年4月1日以降の者は法改正後の時効が適用される。) ・(例えば)脱退一時金の受給権失権後に老齢給付金の受給権を得た場合であっても、加入者資格取得時の年金支給契約が「債権発生の原因である法律行為」であることは変わらず、加入者資格取得日が法改正前であれば改正前の時効制度が適用されると思料する。 ・次の場合において「債権発生の原因である法律行為」の時点の取扱いは次のとおり。 【遺族給付を受け取る場合】 死亡した者の加入者資格取得日 【給付に関する権利義務移転を行った者が移転先制度から給付を受取る場合】 移転先制度の加入者資格取得日 【脱退一時金相当額の移換を行った者が移換先制度から給付を受取る場合】 移換先制度の加入者資格取得日 ・法改正前の受給権者(適格年金・厚年基金からの権利義務承継(代行返上を含む。)によるもの)は従前の時効が適用される(厚年基金からの権利義務承継(代行返上を含む。)における従前の時効は、旧厚生年金基金において適用される厚年法上の時効)。

厚生労働省に確認した事項(消滅時効)

事項	厚生労働省確認事項まとめ
過払金	■ 給付の過払金の消滅時効の取扱いはこちらのとおり。 ・年金受給者死亡に伴う過払金は、一般債権の消滅時効(改正後民法第166条第1項)が適用されるため、次のいずれかの消滅時効が適用される。 ①過払いであることを知った時から5年 ②過払いとなった時から10年 ・上記①の主観的起算点(過払いであることを知った時)は、債権者が権利を行使することができることを知った時なので、通常、死亡の事実を知った日と考えられる。 ・上記②の客観的起算点(過払いとなった時)は、過払いとなる支払いを行った日と考えられる。
掛金	■ 掛金の消滅時効の取扱いはこちらのとおり。 ・掛金は一般債権の消滅時効(改正後民法第166条第1項)が適用され、通常、主観的起算点と客観的起算点は一致すると考えられることから、納付期限日から5年を経過したときに消滅時効が完成する。なお、民法第140条により初日は不算入となることから、納付期限の翌日から起算して5年となる。 ・(改正法附則第10条(時効に関する経過措置)の)「原因である法律行為」とは、事業所が当該DBに加入したとき(DB契約を締結したとき)と考えられることから、そのときが法改正前であれば改正前民法が適用されることが考えられる。なお、事業主は加入したときに掛金を納めることを了解しているものと想定されるため、再計算等によって特別掛金等が新たに発生したとしても、それを債権発生の原因である法律行為と見なすことはできないと見做す。(⇒事業所単位で時効を判断。DBの実施事業所になったときが2020年4月1日前であれば法改正前、2020年4月1日以降であれば法改正後の時効が適用される。)